



深川交通安全情報

ストップ・ザ・交通事故

令和8年1月20日
深川警察署
交 通 課
R 8年 第5号

降雪により道幅が狭くなっています。

やめましょう 違法駐車

違法駐車は

- 緊急車両の通行の妨げになります。
 - 他の車の通行を妨げ、渋滞の原因になります。
 - 歩行者や運転者の安全確認の妨げになります。
 - 除排雪作業の妨げになります。

駐車、停車が禁止されている場所



- 駐停車禁止の標識や標示のある場所
 - 駐停車禁止場所
 - ◆ 交差点とその側端から5m以内の場所
 - ◆ 横断歩道、自転車横断帯とその前後の側端から5m以内の場所
 - ◆ 道路の曲がり角から5m以内の場所
 - ◆ 踏切とその端から前後10m以内の場所
 - ◆ 坡の頂上付近
 - ◆ 安全地帯の左側とその前後10m以内の場所
 - ◆ バス、路面電車の停留所の標示板(標示柱)から10m以内の場所
(運行時間中に限る)
 - ◆ 勾配の急な坂
 - ◆ 軌道敷内
 - ◆ トンネル

駐車が禁止されている場所



- 駐車禁止の標識や標示のある場所
 - 駐車禁止場所
 - ◆ 駐車場、車庫などの自動車用の出入口から3m以内
 - ◆ 道路工事の区域の端から5m以内の場所
 - ◆ 消火栓、指定消防水利の標識が設けられている位置や、消防用防火水槽の取り入れ口から5m以内の場所
 - ◆ 消防用機械器具の置場、消防用防火水そう、これらの道路に接する出入口から5m以内の場所
 - ◆ 火災報知機から1m以内の場所
 - ◆ 駐車すると車の右側の道路上に3.5m以上の余地(距離)がなくなる場所
 - ※ 標識によって余地が指定されている場所では、その余地がとれなければ駐車できません。



駐車禁止の場所でなくても、同一の場所に引き続き12時間以上（夜間は8時間以上）駐車したり、自動車を保管する場所として道路を使用する行為（車庫代わり使用）も違法駐車となります。

